

平成31年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（1月30日開会）

| | |
|------------------|----|
| 会議日時 | 1 |
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 説明員 | 1 |
| 議会事務局出席職員 | 2 |
| 開会 | 3 |
| 開議 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 報告第1号 | |
| 提案理由の説明（伊藤管理者） | 3 |
| 議案第1号 | |
| 提案理由の説明（伊藤管理者） | 4 |
| 表決 | 5 |
| 議案第2号 | |
| 提案理由の説明（伊藤管理者） | 6 |
| 質疑 | 7 |
| 佐藤講英君 | 7 |
| （答弁）茂和泉事務局長兼総務課長 | 7 |
| 佐藤講英君 | 7 |
| （答弁）高橋消防本部管理課長 | 7 |
| 佐藤講英君 | 8 |
| （答弁）高橋消防本部管理課長 | 8 |
| 佐藤講英君 | 8 |
| （答弁）高橋消防本部管理課長 | 8 |
| 佐藤講英君 | 9 |
| （答弁）高橋消防本部管理課長 | 10 |
| 佐藤講英君 | 10 |
| 表決 | 11 |
| 閉会 | 11 |

平成31年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

平成31年1月30日（水）

午前10時01分開会～午前10時32分閉会

2 議事日程

- | | | |
|----|------------|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 報告第1号 | 専決処分の報告について |
| 第4 | 議案第1号 | 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第5 | 議案第2号 | 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号） |

3 本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 報告第1号 | 専決処分の報告について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第2号 | 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号） |

4 出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 佐藤和好君 | 2番 | 佐藤講英君 |
| 3番 | 相澤孝弘君 | 4番 | 氏家善男君 |
| 5番 | 佐藤勝君 | 6番 | 佐藤貞善君 |
| 7番 | 今野公勇君 | 8番 | 早坂伊佐雄君 |
| 10番 | 米木正二君 | 11番 | 遠藤稔雄君 |
| 12番 | 門田善則君 | 13番 | 大橋昭太郎君 |
| 14番 | 吉田眞悦君 | 15番 | 平吹俊雄君 |

5 欠席議員（1名）

- 9番 佐藤善一君

6 説明員

管 理 者 伊 藤 康 志 君
副 管 理 者 大 橋 信 夫 君
副 管 理 者 金 森 正 彦 君
施 設 整 備 課 長 村 上 文 彦 君
消 防 本 部 高 橋 勇 幸 君
管 理 課 長

副 管 理 者 猪 股 洋 文 君
副 管 理 者 相 澤 清 一 君
事 務 局 長 兼 長 茂 和 泉 浩 昭 君
總 務 課 本 部 長
消 防 本 部 長 大 久 保 記 一 朗 君

7 議 会 事 務 局 出 席 職 員

事 務 局 長 高 橋 幸 志 君
主 査 米 澤 美 紀 子 君
總 務 課 高 橋 正 樹 君
總 務 企 画 係 長

次 兼 議 事 係 長 柳 川 敦 君
總 務 課 長 補 佐 川 鍋 正 敏 君

会 議 の 経 過

開 会

午前10時01分

○議長（佐藤和好君） 出席議員定足数に達しておりますので、平成31年第1回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（佐藤和好君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

本日の欠席通告者は、9番佐藤善一議員でありますので、御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤和好君） 日程第1、本日の会議録署名議員を指名いたします。7番今野公勇議員、10番米木正二議員のお二人をお願いをいたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（佐藤和好君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第3 報告第1号 専決処分の報告について」

○議長（佐藤和好君） 日程第3 報告第1号に関し、管理者から報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 報告第1号、交通事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分について御報告申し上げます。

事故の概要は、平成30年12月18日午前10時50分ごろ、大崎市鳴子温泉字湯元36番地、鳴子ホテル敷地内において、当組合職員が運転する消防自動車方向転換のため後進し

たところ、同ホテル玄関スロープ下屋の破風板に接触し、破損させたものであります。事故の原因は、消防自動車を運転する組合職員の安全確認不足であり、組合の過失割合を100%とし、相手方に損害賠償額8万1,000円を支払うことで合意をいただきました。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による管理者の専決事項の指定に基づき、平成30年12月28日、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

「日程第4 議案第1号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（佐藤和好君） 日程第4 議案第1号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第1号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

昨年8月10日、人事院は、国家公務員の給与改定について勧告を行い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月30日に公布されました。本組合といたしましては、情勢適応、均衡の原則の観点から、人事院勧告を基本として、組合の現状及び構成市町の状況等を鑑み、所要の改正を行うものであります。

まず第1条及び第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第1点目は給料表の改正で、採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定するものであります。平均改定率は0.2%であり、平成30年4月1日から適用いたします。

第2点目は、勤勉手当について年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度分については12月勤勉手当を0.05月分、来年度以降は6月・12月とも0.025月分を引き上げるものであります。

また同様に、再任用職員の勤勉手当について年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度分については12月勤勉手当で0.05月分、来年度以降は6月・12月とも0.025月分を引き上げるものであります。

第3点目は期末手当について、これまで6月期末手当で1.225月分、12月期末手当で1.375月分であったものを、来年度以降は6月・12月とも1.3月分の支給とするもの

であります。

第4点目は宿日直手当について、勤務1回当たりの金額を4,200円から4,400円に、退庁時から引き続き行われる宿日直手当を6,300円から6,600円に増額するものであります。

なお、本組合では、現在宿日直手当の支給はありません。

次に、第3条及び第4条につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、常勤の特別職の期末手当について、年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については、12月期末手当で0.05月分、来年度以降は6月・12月とも0.025月分を引き上げ、6月と12月とも1.675月分の支給とするものであります。

以上、議案第1号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第5 議案第2号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第4号)」

○議長（佐藤和好君） 日程第5 議案第2号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第2号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正の主な内容につきましては、議案第1号で御説明申し上げました大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う職員人件費で1,318万円の増額、職員の退職や人事異動、また制度改正による共済費により5,697万円を減額補正するものであります。

議案書の9ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに4,379万円を減額し、予算総額を134億7,450万8,000円に定めるものであります。歳入歳出予算の補正は、10ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は債務負担行為の補正で、11ページの第2表のとおり1件を追加するものであります。これは、西地区熱回収施設等整備を行うに当たり、地質調査を行った際に、現リサイクルセンター敷地ストックヤード内の現状舗装直下において、廃棄物を含む埋め土が確認されたことから、平成31年度に予定している現リサイクルセンター解体工事に先駆け、埋め土の撤去処分を行う必要があり、その工事費として、平成30年度から平成31年度までの2カ年で9,234万円の限度額を設定し、予算の確保をお願いするものであります。

次に、平成30年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

7款1項基金繰入金は、先ほど御説明した職員人件費に係る減額4,379万円を財政調整基金に戻し入れるものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお開き願います。

5ページ以降の各款項目の職員人件費につきましては、先ほど御説明いたしました職員の給与に関する条例の一部改正等に伴う職員人件費の増額、職員の退職及び人事異動等に伴う調整でございますので、節ごとの内訳につきましては説明を省略させていただきます。

2款1項総務管理費で1,060万円の増額、2款3項監査委員費で3万円の増額、3款1項児童福祉費で199万円の増額、4款1項衛生管理費で210万円の減額、3項清掃費で384万円の減額補正で、そのうちごみ処理施設管理運営費は675万円の減額、し尿処理施設管理運営費は291万円の増額であります。

7ページ、8ページをお開き願います。

5款1項消防費では4,767万円の減額、6款1項教育総務費で280万円の減額補正であります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4,379万円を減額し、平成30年度の予算総額は134億7,450万8,000円となりました。

以上、議案第2号につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） おはようございます。

今、管理者のほうから補正予算案について御説明をいただきました。私も通告に基づいて、その中身について何点か質疑をさせていただきます。

お渡しいただいた予算書の11ページをごらんいただきたいと思うんですけども、それより詳しいのが14ページですね。この昇給に係る部分で、補正前と補正後の内容が記載されております。職員数が補正前と補正後では合計で7名が減となっておりますし、その内訳として、行政職が1人、消防職が6人ということになっております。管理者の説明では退職も含めてということのようですが、この理由について、まずお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 今、議員お話しのとおり、今回の補正につきましては総額で4,379万円の減額となっております。その要因といたしましては、その給与改定によるプラス以上に給与等の減額が発生したということになってございます。その要因といたしましては、今お話しのとおり、退職者の数が当初予算編成時では見込めなかったということがございまして、その分を今回減額とするものでございますが、その多くが内訳にもございまして、消防職員の減員数が大きな部分を占めているものでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） はい、わかりました。

それで、その多くの消防職員の退職については、当初予算されていないということでありまして中途退職というふうには理解するのでありますけれども、その中途退職を余儀なくさせてしまった、この理由についてお尋ねをいたします。当初、消防職員として新規採用になるときには、やはり市民の生命と財産を守るという崇高な理念で入ってくるわけなんです。それを長い年数をかけて学校などに入れて、しっかりとした消防職員として育てていくわけでありまして、途中で思いを中座してやめていく分については他の行政職には類をみないわけでありまして、なぜこういったことになったのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 高橋管理課長。

○消防本部管理課長（高橋勇幸君） それでは、中途退職者の退職理由につきましてお答えいたします。

今年度、この給料の減額等につきましては中途退職者として4名分を減額しておりますけれども、まず1名は、昨年度末に1名、さらに今年度途中で3名の計4名が中途退職として計上しております。

それで、3名が20代前半の勤続5年前後の若手職員、もう一名が勤続12年の30代の職員となります。20代の職員につきましては、しっかりした志望動機を持って採用されてきたものの、消防以外の新たな目標に向かって挑戦したいとの理由で退職しております。

また、30代の職員につきましては、救急救命士の職員で、その資格を別の道で生かしたいという本人の強い意志によるものでございました。

以上が退職された職員の理由となります。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 御説明をいただきました。

そこで、3名の20代の消防職員が途中でやめざるを得なくなったということについてでありますけれども、合計で4人の方々がやめたわけですね。そうしますと、残されている三百何名の方々が消防署に緊急体制をしるわけでありまして、昨年度、どういう体制をもって、このやめられた方の補充をなさってきたか、対策をなさってきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 高橋管理課長。

○消防本部管理課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

4名の退職された職員の補充ということでございますが、その退職により人員が減となりました部署の対応についてでございます。

その部署ごとの消防署管内での異動配置、本署・分署等を含めた管内での異動配置、さらには毎日勤務者を交代制勤務者へ配置がえするなどの措置をして人員を確保してやりくりしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） いろいろ御苦労なさって体制を維持してきたようでありまして、それについても消防職員に対する負担は当初よりも増してきたわけでありまして、その部分について、過ぎてしまってからでありますけれども、まず、そういった消防職員の人員採用について少しお尋ねをいたします。

それらも含めながら当初から人員計画をしているのか、全くそのことは、全部入ったならばずっと退職まで消防署員としてやっていただくということで採用しておるのか、その辺の人員計画についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 高橋管理課長。

○消防本部管理課長（高橋勇幸君） それでは、人員計画についてお答えいたします。

当消防本部の採用等、人員の計画につきましては、定年退職者と新規採用者のバランスを考慮して長期採用計画を採用しております。それをもって計画的に実施しているところでございます。しかしながら、中途退職者や採用辞退者が出ている状況にありますことから、その計画

につきましては、新規採用者の次年度の増員、または再任用職員の確保など、全体計画に合わせて、その都度見直しを図りながら必要職員数の確保に努めているところでございます。以上となります。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） それぞれいろいろ御苦勞なさっておるようでありますけれども、まず、このやめていく方々の、当初、消防署員として、先ほどお話ししたように、住民の生命・財産を守るというような崇高な理念で署員としてなっても途中でやめるということについては、やはり相当の決断を要したのではないかなと思うんです。通常いろいろお話を聞いてみますと、やはり消防職員としての、やめたいというか、やめるというふうに思いをそちらに走ってしまう理由の主なものに、何か3つぐらいあるような気がしてなりません。これは一般的な話でありますので、やめていった方々にそれが当たるかどうかわかりませんが、まず1つについては、体力的にも精神的にも非常にきついということだろうと思います。消防士は、火事が起きれば深夜だろうと早朝だろうと現場に急行しなければなりませんし、特に昨年みたいな暑いとき、水分摂取も追いつかないぐらい汗をかいて、頭がふらふらのような状態で消防活動も行うこともあるわけでありまして、緊急の出動が入れば日常茶飯事のように、なので、やはり休日でも落ちついて休めるというか、その辺も心身ともにどんどん削られていく場面も私はあるのではないかなという思いをするわけでありまして。

もう一点、その消防職員の中に人間関係がきちっとできているのかということでありまして。消防士の世界は、よくも悪くも、これは縦社会でありますので、先輩上司の言うことは絶対であります。そういう男社会の部分があるわけですので、仕事の話であればもちろん聞きますが、やはり仕事に関係ないことについても、そういういろんな部分で署員同士が、チームを組んだ仲間が話をできる環境にないと、やはりその辺については、特に消防職員としてなりたてのころについては職務を全うすることに手いっぱいでありまして、人間関係を築くということには至らないのが現実だというふうにお話をお聞きいたしました。

もう一つは、この仕事に見合った給料についてであります。

消防士は命を張ってする仕事でありますけれども、給料については、他の職業に比べて比較的それほど高いわけではないと。公務員なので安定しておりますけれども、満足できる給料をもらっているとは言えないということでありまして。昇給についても、その資格を取るについても、そのチャンスはあるわけですが、上のほうの役職が埋まっていれば、その上司のそういった部分については昇格する可能性も低いというような、3点がやめる理由の主なものだというふうにお聞きをいたしました。これらを今後、こういった消防士、若いですね、生命と財産を守って、そういった気持ちで入ってくる職員をずうっと育てていくと。これは大崎市、広域にとっても大変な財産でありますので、途中でそれをやめてもらうようなことには、私は管理部分については、もう少しそこは中に入って、いろいろと若い隊員、職員の気持ちに立って酌み取るとか、そういうことがすべきではないかなと思うのであります。

そこででありますけれども、最後の、過去にもこういった事例があったとお聞きします。そういった事例が今回生かされたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 高橋管理課長。

○消防本部管理課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

まず1点目、過去の退職者の経験を生かされているかということから、さらに議員提案の体方面・精神面がきついと、それから人間関係、給料等満足していないんじゃないかといった部分についてお答えいたします。

まず1点目の部分につきましては、きつとか、そういった精神的な部分となりますが、議員おっしゃるとおり、ここ数年、若年層職員の中途退職者が目立つようになってきております。そのことを受けまして、若年層の職員に対しましては、改めて住民の生命、身体、財産、議員おっしゃるとおり守るという消防の職務の重要性の自覚と、現場活動などを通じての達成感や充実感を味わうことによって、この仕事を続けていきたいという思いを強く抱いてもらうということが重要だと考えております。

そのための取り組みといたしましては、昔は厳しい指導・訓練も当たり前の時代でありましたけれども、今は職員一人一人のレベルに合わせながら、段階的にみずからの成長を実感し、達成感が得られる場面をつくるなどの工夫をしながら若手職員のモチベーションを上げております。そういった研修や訓練の実施に努めているところでございます。

それから人間関係といった職場の雰囲気とか、そういった部分になりますが、職場の中で消防長方針でも出してありますが、コミュニケーションをしっかりと取りましょうということで、毎年度、所属長を通じながら周知を図っているところでございます。それで、当務中、もしくは公務、私的な部分も両面のコミュニケーションをしっかりと図りながら、働きやすい、風通しのよい職場づくりをやっていきたいと思いますというところでございます。

最後になりますが、給料等の部分につきましては、過去にはそういった部分の、この議会においても御意見、御指導ありましたけれども、それらを踏まえながら、種々検討、さらには改善を図りながら、現時点では一定の改善が図られているものと考えております。今、議員さんおっしゃられたとおり、ほかの職種、もしくは他の機関と比較してということもございまして、今後検討を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 事務方としていろいろと配慮し、職員の消防士のいろんな部分について配慮をしているということについては一定程度の理解をするものであります。しかし、こういった若い世代の方々が途中でやめていく部分については、もう少し、やはり消防士同士のコミュニケーションというのを十分にとると。そして、それをとれる時間すらないと、そういうことであってはならないと思うのでありますので、そこも配慮すべきだと思います。

広域では、いろいろと資機材を充実しております。しかし、それを運用する職員が、署員が、やはりこのような形で、これからだという方々が途中でやめていくということにあっては、や

はり生命・財産を守るという部分については、いささか議論は意義があるのではないかなという思いをしますので、指摘した部分については、大変でありましょうけれども、そこは乗り越えていただいて、消防士の立場に立って、いろんな部分についてコミュニケーションをとって、ひとつ御指導していただくことを希望するものであります。終わります。

○議長（佐藤和好君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成31年第1回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会

午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年1月30日

議 長 佐藤 和好

署名議員 今野 公勇

署名議員 米木 正二